【**簡易版＿例**】○○○○○規約（会則）

（名称及び事務所）

第１条　本会は、○○○○○と称し、事務所を会長（代表者）宅に置く。

（目的）

第２条　本会は、スポーツ活動又は事業を通じ、社会教育に関する活動を主たる活動とし、地域の発展・振興に貢献するとともに、あわせて会員相互の向上と親睦を図ることを目的とする。

※何を達成するための組織なのか？を明確に記述することによって団体の存在意識を示す重要な部分です。

（活動(事業)の種類）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

(1) 週○○回（月○○回）の定例活動。

(2) その他、目的達成に必要な活動又は事業。

※団体の目的に沿った本来の活動又は事業内容を記載。使命をもとに、何の活動をしているのか解るようにします。

（会員）

第４条　本会の会員は、日の出町内に在住、在勤又は在学するものを中心として、本会の目的に賛同するものをもって組織する。

（経費又は会費）

第５条　本会の経費は、会費をもって充てる。

２　会費は、月額（年額）○○○○円とする。

３　入会金は、○○○○円とする。

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

(1) 会長（代表者）１名

(2) 副会長（副代表者）○名

(3) 会計○名

(4) 会計監査○名

(5) 庶務○名

※監査は、他の役員との兼任はできません。

２　前項に定める役員は、会員の互選により選出する。

３　役員の任期は、○年とする。ただし、再任は妨げない。

（職務）

第７条　前条に規定する役員の職務は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 会長（代表者）は、会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長（副代表者）は、会長（代表者）を補佐し、これに事故があるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

(3) 会計は、本会の会計経理を行う。

(4) 会計監査は、本会の会計経理の監査を行う。

(5) 庶務は、本会の庶務一般を行う。

（会議）

第８条　本会の会議は、次の各号に掲げるとおりとし、会長（代表者）が招集するものとする。

(1) 総会

毎年〇月に行い、役員改選、決算及び事業報告、予算及び事業計画及びその他重要事項の協議承認を行う。

(2) 役員会及び定例会

必要に応じて行う。

（活動(事業)年度）

第９条　本会の活動(事業)年度は、○月○日から始まり翌年の○月○日に終わる。

（補則）

第10条　この規則(会則)に定めるもののほか、必要な事項は、会長(代表者)が別に定める。

　　　附　則

　　この規約（会則）は、令和○○年○○月○○日から施行する。